



消費生活情報紙 すはいす

令和5年7月
(2023年)

第139号



消費生活情報ラジオ

「大事な人を見守り隊!」消費生活センターお役立ち情報

平日午前8時台と午後5時台に『FMHOT83.9MHz』にて放送中!!



公式アプリ
「FM プラブラ」

身に覚えがない注文確認や料金未納メール・・・

フィッシングメールに要注意!!

パソコンやスマートフォンに不審なメールが届いたことはありませんか?
実在する会社名をかたったフィッシングメールの相談が多数入っています。

だまされないためのまず一歩!! どんな手口があるの?



事例 1

電力会社の名前で【重要なお知らせ】という未納料金請求のメールが届いた。本文中にある「支払いの詳細」から入ると「今日中に支払わないとサービスの供給を停止する」と記載がある。どうしたらよいか。

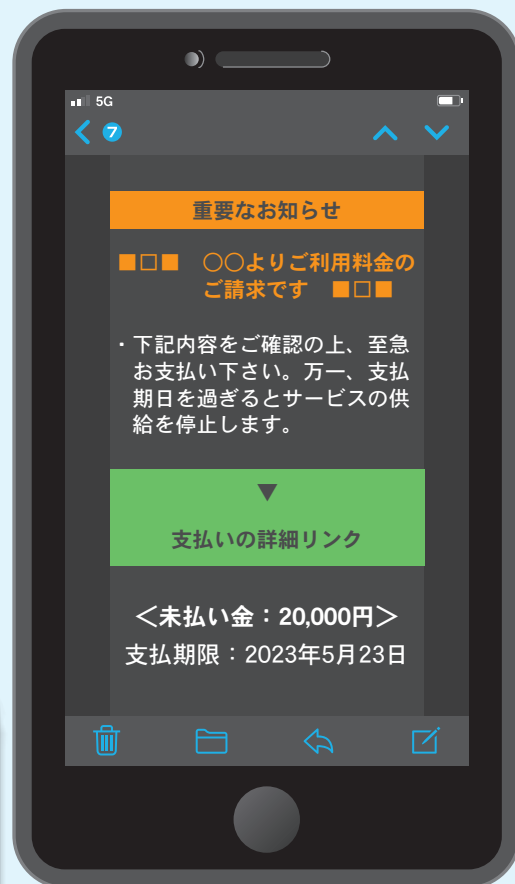


事例 2

普段利用する通販サイトから、私のアカウントで他人が購入した内容の注文確認メールが届いた。購入者だと思われる人の名前や住所が書いてあり、「身に覚えがない場合は表示されたURLから24時間以内にキャンセルするように」と記載がある。どうしたらいいか。



電子マネーで支払うよう指示されたり、アカウントを乗っ取られるといった恐れがあります。身に覚えがない場合は、正規のサイトから確認し、そのメールは削除しましょう。



裏面もチェック!

解説



フィッシングメールとは、本物そっくりの会社名をかたってメールを送信し、個人情報等を抜き取ろうとする詐欺の手口のひとつです。正規なものと同様にしてURLをタップすると、フィッシングサイトに誘導される仕組みで、見た目からは本物なのか偽物なのかの判断が難しくなっています。

① フィッシングメールを送りつける目的とは・・・

名前や住所、口座情報などの個人情報を引き出すこと

② フィッシングメール対処法の基本は・・・

①安易に開(ひら)かない ②タップ(クリック)しない ③入力しない

「緊急」「重要なお知らせ」「下記URLからお手続きください」等のキーワードがあったら要注意!!



- ・ 正規のサイトに偽メールなどへの注意喚起情報がないか確認しましょう
- ・ 身に覚えのない取引がないか正規のサイトで購入履歴等を定期的に確認しましょう
- ・ 複数のサイトで同じパスワードを設定する「使いまわし」は避けましょう
- ・ 身に覚えのない取引があった場合は早急に銀行やカード会社等に申し出てカード番号等を変更しましょう

昨年度(令和4年度)の消費生活相談はこんな一年でした!

令和4年度の相談件数は5,485件でした。令和3年度に引続き減少傾向となっています。傾向としては、美容液などの基礎化粧品に関するトラブルが令和3年度の83件から250件まで急増しました。

市内の相談内容別件数ランキング

1位 商品一般 (459件)

※架空請求や、商品を一方的に送りつける送り付け商法など

2位 基礎化粧品 (250件)

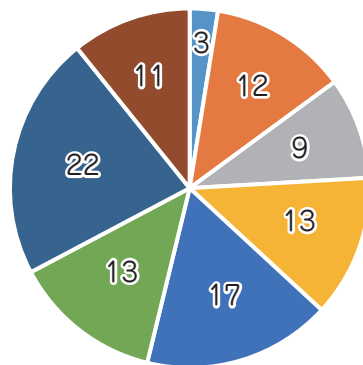
※美容液や乳液等の定期購入トラブルなど

3位 不動産賃借 (242件)

※契約内容や、退去時のクリーニング費用などに関するトラブル

年齢別相談件数 (%) 【苦情相談】

- ~19歳
- 20~29歳
- 30~39歳
- 40~49歳
- 50~59歳
- 60~69歳
- 70歳~
- 団体・不明



「夏休み子ども消費者教室」を開催します!! (先着30名)

小学校高学年(5・6年生)を対象に、食やお金をテーマにした体験学習と施設見学で一緒に学びましょう!

自由研究のテーマとしても! ぜひご参加下さい!!

申込方法: 相模原市消費生活総合センターへお電話ください!

☎ 042-775-1779

— 日時 —
令和5年8月7日 月曜日
12時50分~17時00分

— 場所 —
独立行政法人国民生活センター
相模原事務所
(相模原市中央区弥栄3-1-1)

消費生活総合センター

相談専用ダイヤル

毎日 午前9時~午後4時

☎ 042(775)1770

※年末年始を除く
※第2・第4金曜日は午後6時まで
※土・日・祝日は正午~午後1時はつながりません

緑区橋本6-2-1 シティ・プラザはしもと内(JR橋本駅北口イオン橋本店6F)

オンライン面談できます!

- 中央区、南区の市民相談室から可
- 相談員と対面して相談できます
- 端末操作は職員が行います

平日のみの実施です。
ご利用には事前に予約をお願いします。

まずは電話を! ☎ 042(775)1770